年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

奈良国民年金 事案 1205

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から同年7月までの期間、同年10月及び5年2月の 国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付 記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月から同年7月まで

② 平成4年10月

③ 平成5年2月

私は、平成6年4月頃に国民年金の加入手続を行った。その際、遡って納付できる期間があると教えられたので、分割で納付する旨を伝えたところ、後日、1か月分ずつ納付できる分厚い納付書が送られてきた。

私は、その納付書を用いて納付期限に注意しながら申立期間の保険料を 納付したのに、未納と記録されるのは納得できない。数か月のことですが、 調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の合計は5か月と短期間である上、申立人の国民年金加入期間には申立期間を除いて保険料の未納は無いことから、申立人の納付意識の高さがうかがえるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年5月31日を資格取得日として6年4月21日に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、その時点で申立期間①、②及び③の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人は、「A市役所で平成6年4月頃に国民年金の加入手続を行った際、同市職員から『保険料納付には時効制度があるので、遡って納付可能な期間についてのみ被保険者期間とした。』と言われたので当該期間について分割納付を申し出、納付期限に注意しながら納付していた。」と述べているところ、i)加入手続時点において過年度納付が最大限可能である4年5月31日が資格取得日となっていること、ii)後日、1か月分ずつ納付で

きる分厚い納付書が送られてきたとしており、申立人の国民年金に係るオンライン記録を見ると、6年9月から8年5月までの期間について、申立期間を除いて、毎月納付期限までに過年度納付されていることが確認できること、iii)「納付書を保管していたケースに、未使用の納付書は残っていなかった。出産に伴い里帰りしている期間は毎月納付することができないので、里帰り前にまとめて納付した記憶もある。」と述べていることから、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を昭和64年1月から平成元年9月までは28万円、同年10月から2年9月までは30万円、同年10月から3年9月までは32万円、同年10月から4年9月までは34万円、同年10月から5年3月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和64年1月1日から平成5年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、給与の総支給額は それまでに比べ下がっていないのに、標準報酬月額が大幅に引き下げられ ている。経理担当役員であった同僚に連絡したところ、会社が社会保険料 を滞納していたので遡って標準報酬月額が下がるように届出し、発生した 保険料の差額を滞納保険料に充当したと聞いたので、調査して厚生年金保 険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、昭和64年1月から平成元年9月までは28万円、同年10月から2年9月までは30万円、同年10月から3年9月までは32万円、同年10月から4年9月までは34万円及び同年10月から5年3月までは36万円と記録されていたところ、6年2月15日、同年3月29日、同年4月25日、7年3月20日及び同年4月18日の5回にわたり遡って標準報酬月額の訂正が行われたことが確認でき、その結果、申立期間に係る標準報酬月額が、昭和64年1月から平成4年3月までは8万円、同年4月から5年3月までは11万円と記録されている。

また、A社に勤務していた者のうち、申立人以外の6人の被保険者についても、申立人と同様、標準報酬月額の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

しかし、A社の経理担当であった元役員は、「申立期間当時、会社は社会保険料を滞納しており、役員など標準報酬月額が高い者について報酬月額を遡って引き下げる届出をした。私が手続に関与したのは最初の遡及訂正のみだが、その後、標準報酬月額を再訂正し金額が高くなっているのは、滞納保険料を相殺するのに必要な保険料額以上に報酬月額を下げたためだと思う。実際には給与支給額は下げておらず、訂正前の標準報酬月額が、実際の報酬月額に相当する。また、申立人は役員であったが、営業担当であったので、遡及訂正の手続には関与していない。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額に係る遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について遡って標準報酬月額の訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和64年1月から平成元年9月までは28万円、同年10月から2年9月までは30万円、同年10月から3年9月までは32万円、同年10月から4年9月までは34万円、同年10月から5年3月までは36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成 11 年 3 月 21 日、資格喪失日が 19 年 1 月 1 日とされ、当該期間のうち、18 年 12 月 31 日から 19 年 1 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年 1 月 1 日とし、申立期間の標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月31日から19年1月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日(平成18年12月31日)が間違っていることに気付き同社に問い合わせたところ、同社は事務手続の誤りを認め23年7月8日付けで年金事務所に対し喪失日訂正(19年1月1日)を届け出た。その結果、当該記録は訂正されたが、申立期間については時効により保険料が徴収できないため年金額の計算の基礎となる被保険者期間となっていない。18年12月について、年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成 11 年 3 月 21 日、 資格喪失日が 19 年 1 月 1 日とされ、当該期間のうち、18 年 12 月 31 日から 19 年 1 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金 額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、雇用保険被保険者記録、申立人が所持する平成19年1月に支給さ

れた給与の明細書、A社が保管する 18 年 12 月の勤務表及び同年の賃金台帳により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所(現在は、C社)における資格喪失日に係る記録を昭和36年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月31日から同年8月1日まで

昭和 36 年 7 月 31 日までA社B出張所に勤務し、同年 8 月 1 日にA社D出張所に転勤した。しかし、国の記録によるとA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年 7 月 31 日となっているため、同年 7 月が厚生年金保険の未加入期間となっている。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びA社の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し(A社B出張所からA社D出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立期間当時の人事記録等の資料が無く不明であるが、申立人の供述及び同僚の厚生年金保険の被保険者記録から昭和 36 年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所における昭和36年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年8月1日と届け出たにもかかわ

らず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 58 年 3 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日は、61 年 6 月 27 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年3月から同年9月までは11万円、同年10月から59年9月までは11万8,000円、同年10月から61年5月までは12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月15日から61年6月27日まで

ねんきん特別便によると、A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、年金事務所で調査をしてもらったところ、記録では昭和58年3月15日に被保険者資格を取得したことが確認できるものの喪失日の記録が無いとの回答であった。当時、友人と一緒に退職し、厚生年金基金の加入記録もあるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社が保管する申立人に係る記録により、申立人が、昭和58年3月15日に入社し、61年6月26日に退職したことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は同社において昭和58年3月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、標準報酬月額の記載欄に「61、10、126」と記録されているところ、資格喪失日の記載がないことから、申立人に係る厚生年金保険の記録管理は十分に行われていなかったものと認められる。

一方、企業年金連合会が保管している申立人のA社における厚生年金基金

加入員台帳及び基金中途脱退者の記録によると、申立人は昭和 58 年 3 月 15 日に加入員資格を取得し、61 年 6 月 27 日に資格を喪失した旨記録されていることが確認できる。

また、申立人が一緒に退職したとしている同僚二人は、「申立人と共に昭和58年3月15日に入社し、61年6月26日付けで一緒に退職した。」と供述しているところ、当該同僚二人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は、58年3月15日資格取得、61年6月27日資格喪失となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において昭和 58 年3月 15 日に被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における資格喪失日は 61 年6月 27 日であることが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記被保険者名 簿の記録及び厚生年金基金加入員台帳から、昭和 58 年 3 月から同年 9 月ま では 11 万円、同年 10 月から 59 年 9 月までは 11 万 8,000 円、同年 10 月か ら 61 年 5 月までは 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額(38万円)であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月1日から14年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成 13 年 8 月から 14 年 2 月までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額が給与明細書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額に比べ低く記録されているので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、38万円と記録されていたところ、平成14年3月13日付けで、13年8月1日に 遡及して28万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人の記録が遡及して訂正された平成 14 年 3 月 13 日付けで、A 社の多数の同僚について、申立人と同様に標準報酬月額の遡及訂正が行われ ている。

しかし、A社に係る滞納処分票によると、申立期間当時、A社は多額の社会保険料を滞納しており、事業主が社会保険事務所に出向き、滞納保険料の納入計画に関し人員のリストラ及び賃下げについて相談していることが確認でき、平成13年12月4日には社会保険事務所から事業主に対し、リストラにより発生する保険料の減少が確定しなければ、提出された納入計画を了承することができない旨説明しているところ、同年12月20日に事業主が従業員の賃金について賃下げの方向になった旨社会保険事務所に報告していることから、標準報酬月額の遡及訂正処理は滞納保険料減額のために行われたことがうかがえる。

また、申立人から提出された申立期間における給与明細書によると、当該

期間における厚生年金保険料控除額は、訂正前の標準報酬月額に見合う金額であったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 14 年 3 月 13 日付けで行われた 遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について 13 年 8 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 38 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月31日から同年4月1日まで

平成 14 年 3 月 31 日にA社を退職したが、同日が厚生年金保険の資格喪失日となっており、被保険者期間が 11 か月しかない。

給与支払明細書によると、12 か月分の厚生年金保険料が控除されている ので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳、申立人から提出された退職証明書及び給与支払明細書から判断すると、申立人が同社に平成14年3月31日まで勤務し、同年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成 14 年 2 月のオンライン記録及び給与支払明細書で確認できる保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、A社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成14年3月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け出たことが確認できる上、同社から提出された申立期間に係る保険料納

入告知額・領収済額通知書を検証したところ、申立人の申立期間に係る厚生 年金保険料の納付を確認することはできないことから、社会保険事務所(当 時)は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず (社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保 険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立 人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。 奈良国民年金 事案 1206 (事案 655 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年4月から 53 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

前回の第三者委員会の判断の理由によると、私の国民年金手帳記号番号は、昭和55年7月に払い出され、2年分の保険料を遡って納付したということになっているが、この時点において国民年金の加入手続をして保険料を納付した記憶はない。私の国民年金の加入手続の時期は、あくまでも会社を退職した直後の51年5月頃であり、妻がA市役所B出張所で加入手続をしてくれ、加入後の保険料は、3か月ごとに銀行の窓口で納付してくれたことに間違いはない。

私の国民年金の加入手続の記録及び加入後2年間の納付記録が抜けてしまっており、行政の年金記録の管理に不備があると考えられるので、再調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年7月25日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii)オンライン記録によると、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された同年7月の時点からみて、時効にかからず遡って納付することが可能であった53年4月から保険料を納付されていることが記録されており、これは、申立人が記憶する国民年金に加入した当初の保険料の納付方法に沿ったものとなっていること等から、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月9日付け年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに際して、申立人の妻は、「夫の国民年金の加入手続の時期は、あくまでも会社を退職した直後の昭和 51 年 5 月頃であり、加入手続の記録及び加入後 2 年間の納付記録が抜けてしまっており、行政の年金記録の管理に不備があると考えられるので、再調査の上、年金記録を訂正してほしい。」と述べているところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の現認調査、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、申立期間において申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の妻に係る国民年金被保険者台帳の資格取得欄には、「取得年月日 51.4.29」と記載されているとともに、昭和 55 年8月の進達印が押されていることから、同年に任意加入被保険者から強制加入被保険者への種別変更の手続を行い 51 年4月 29 日に遡って資格取得日が設けられたと推定できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、55 年7月 25 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることを踏まえると、申立人の国民年金の加入手続は、55 年当時における申立人の妻の種別変更の手続に併せて行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の妻は、現在所持する年金手帳において、国民年金の被保険者となった日が昭和51年4月29日と記載されていることから、この頃に国民年金の加入手続を行い、その際に交付されたものである旨を主張しているが、上述のとおり、当該年金手帳に記載されている手帳記号番号は、55年7月25日に払い出されたものであり、前述の国民年金の被保険者となった日は、厚生年金保険の資格喪失日(51年4月29日)に遡って記載されたものであると考えられる。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない ことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め ることはできない。

奈良国民年金 事案 1207

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの期間及び46年4月から49年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から39年3月まで

② 昭和46年4月から49年2月まで

私は、役場職員の勧めで国民年金制度が発足した時に夫婦そろって国民年金に加入し、加入後は戸別訪問していた集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。経済的に苦しいときは免除の手続を行ったこともあるが、納付記録が無く、免除の記録も無い期間があるのが納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「国民年金制度発足当初に加入し、戸別訪問していた集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年5月17日に夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立期間①は保険料納付が可能であるが、申立人の夫も申立期間①当時は未納とされており、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたという主張とは相違する。

また、申立人の夫は、申立期間①の国民年金保険料を第1回特例納付実施期間中である昭和47年2月及び同年6月の2回に分けて納付したことが、国民年金被保険者台帳及び領収済通知書で確認できるところ、申立人については確認できず、申立人が夫と共に申立期間①に係る国民年金保険料を特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②についても「夫と一緒に定期的に保険料を納付していた。」と述べているところ、申立人は申立期間②前後の期間の国民年金保険料を申請

免除されているが、申立人の夫は申立期間②を含む昭和 45 年4月から 61 年 3月までの期間の国民年金保険料を現年度納付している上、申立人には申立 期間②のうち 48 年4月から 49 年3月までの期間について2度にわたり社会 保険事務所(当時)から催告状が送付されていることを踏まえると、夫と共 に定期的に保険料を納付していたという状況はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1208

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から 60 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年3月まで

② 昭和58年4月から60年12月まで

申立期間の国民年金保険料が免除と記録されているが、A町(現在は、B市)に引っ越しをした平成3年9月以降に免除制度があることを知ったので、申立期間が免除と記録されているのはおかしいと思う。申立期間①は昭和52年頃、C市役所で年金の手続を行い、保険料を納付した。申立期間②の保険料は私又は妻が、役所又は集金人に納付した。C市及びD市から転居する際に未納であった保険料をまとめて納付した記憶もある。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和52年頃、C市役所で国民年金の手続を行い、保険料を納付した。」と述べているが、i)E市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①当時は、E市に住民票があったと推認され、C市役所で手続を行ったとは考え難い上、申立人が結婚する55年8月頃まで国民年金に関する手続がなされた形跡は見当たらないこと、ii)オンライン記録によると、当時申立人と住民票上の住所が同一であったと推認される申立人の兄及びその妻の申立期間①に係る国民年金保険料についても免除と記録されていることが確認できることから、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料の納付を裏付ける事情はうかがえない。

申立期間②について、申立人は、「役所又は集金人に納付した。」と述べているが、申立人が納付したとする保険料が申立期間②のものであると特定できる事情は見当たらず、申立人と同居していた申立人の妻の申立期間②に

係る国民年金保険料についても免除と記録されていることがオンライン記録 により確認でき、申立人の申立期間②に係る国民年金保険料の納付を裏付け る事情はうかがえない。

申立期間①及び②を通じて、申立人は「転居の際に未納であった保険料を まとめて納付した記憶がある。」と述べているが、オンライン記録により申 立人の申立期間に係る国民年金保険料が免除と記録されていることが確認で き、申立期間の保険料を現年度納付した場合は、免除取消しがなされるとこ ろ、取消処理がなされた形跡はうかがえず、また、年度を超えて申請免除期 間の保険料を納付するには追納の手続が必要となるが、同手続が行われた形 跡は見当たらない。

また、A町における国民年金被保険者名簿には、平成3年10月にA町職員が申立人に電話で確認したメモが残されており、「納付63月、免除57月」の記載が確認できるところ、これは申立人の同年10月時点の保険料の納付及び免除記録と一致する。

さらに、申立人の申立期間に係る保険料納付についての記憶が曖昧である 上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付 していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から14年10月1日まで

A社に勤務していた期間の給与は基準給 50 万円と交通費とを合わせた一定額が支給されていた。しかし、申立期間の標準報酬月額のみが 50 万円となっており、A社に照会したところ、交通費を加算せずに社会保険事務所(当時)へ届けたとのことであった。正しい標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社が保管する申立期間の給与台帳に記載された給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりいずれも高額であるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と全て一致している。

また、申立期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらず、A社が加入していた厚生年金基金の加入員記録もオンライン記録と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。